特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
52	堺市前立腺がん検査の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、前立腺がん検査の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	堺市前立腺がん検査の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和8年8月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	堺市前立腺がん検査の実施に関する事務
②事務の概要	前立腺がん検査の実施に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・市民の健康の増進を図るため、当該事業対象であることの確認及び事業の勧奨 ・保健指導の実施状況管理 ・前立腺がん検査記録の管理・個人情報を削除したデータを用い事業実績の集計及び分析
③システムの名称	健康管理システム（成人保健）、共通基盤システム

2. 特定個人情報ファイル名
成人保健情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条及び別表第１の25の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	該当なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	堺市　健康福祉局　健康部　健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市政策局広報戦略部市政情報課 〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号　072-228-7439

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市健康福祉局健康部健康推進課 〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号　072-222-9936

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。また、年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。更に、毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施していることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ　５　②	藤川　桂祐	神原　富雄		
平成29年4月1日	Ⅱ　１　いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年4月1日		
平成29年4月1日	Ⅱ　２　いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年4月1日		
平成31年4月1日	Ⅰ５　評価実施機関における担当部署　②所属長	神原　富雄	健康医療推進課長		
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目　1対象人数	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目　2取扱者数	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策		新規項目		
令和3年4月1日	Ⅰ７ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課		
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目　1対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日		
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目　2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日		
令和8年3月19日	Ⅰ１ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	成人保健システム、健康基本情報システム、共通基盤システム	健康管理システム（成人保健）、成人保健システム、健康基本情報システム、共通基盤システム		
令和8年3月19日	Ⅰ５　評価実施機関における担当部署　①部署	堺市　健康福祉局　健康部　健康医療推進課	堺市　健康福祉局　健康部　健康推進課	事後	
令和8年3月19日	Ⅰ５　評価実施機関における担当部署　②所属長	健康医療推進課	健康推進課	事後	
令和8年3月19日	Ⅰ８　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	堺市 健康福祉局　健康部　健康医療推進課	堺市 健康福祉局　健康部　健康推進課	事後	
令和8年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目　1対象人数	令和3年4月1日	令和8年4月1日	事前	
令和8年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目　2取扱者数	令和3年4月1日	令和8年4月1日	事前	
令和8年3月19日	Ⅳ 8　人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和8年3月19日	Ⅳ 8　人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有		
令和8年3月19日	Ⅳ 11　最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発		
令和8年3月19日	Ⅳ 11　最も優先度が高いと考えられる対策　当該対策は十分か【再掲】		十分である		
令和8年3月19日	Ⅳ 11　最も優先度が高いと考えられる対策　当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。また、年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。更に、毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施していることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。		
令和8年8月1日	Ⅰ１ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	健康管理システム（成人保健）、成人保健システム、健康基本情報システム、共通基盤システム	健康管理システム（成人保健）、共通基盤システム	事後	
令和8年8月1日	Ⅰ-7	堺市市長公室広報戦略部市政情報課	堺市政策局広報戦略部市政情報課	事後	